



救急医療情報キットを ご利用にあたっては、 以下の点をご了承ください。

①

玄関ドアの内側や冷蔵庫に救急医療情報キットのシールが貼られている場合は、本人および同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。

②

救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用します。そのため、救急医療情報キットの保持者であっても、その救急活動によっては活用されない場合があります。

③

救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、症状等の状況によっては、救急情報の用紙に記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。

④

救急医療情報キットは、各個人で管理、保管をお願いします。また、救急情報について変更がある場合は、そのつど内容を書き換えてください。

問合せ先

可児市役所 高齢福祉課 福祉政策係
〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
TEL 0574-62-1111 (内線3222・3238)

お住まいの地区の
民生児童委員は

です

救急医療情報キット

救命作業を迅速に行うために、救急医療情報キットを備えましょう。



可児市では、避難行動要支援者名簿に記載されている方や高齢者のひとり暮らしの方などのうち、見守りの必要があると思われる方の安心で安全な暮らしを守るため、救急医療情報キットを無料で配付いたします。

かかりつけ医や持病など、救急時に必要な情報を救急医療情報キットに保管しておくことで、救急隊が迅速な救急活動に生かすことができます。

可児市